

別紙

諮問第1123号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、これを取り消し、文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年度 都立〇〇高等学校教職員に係る事故報告書」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成29年10月25日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定の学校における服務事故に関する情報の開示を求めたものであり、当該情報は条例7条2号に該当する。

また、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示しない旨決定したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年1月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年9月25日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年8月28日（第209回第一部会）から令和3年1月21日（第214回第一部会）まで、6回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 教職員に係る事故報告書の作成について

都立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した場合、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長は状況報告書を作成し、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて東京都教育委員会教育長へ提出する。状況報告書には、「『学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領』の制定について」（平成8年8月5日付8教人職第311号）に基づき、事故等の発生日時、発生場所、発生の状況、事故等を起こした教職員の氏名等の情報が記載されることとなっており、これは本件開示請求における事故報告書に相当するものである。

イ 本件非開示決定の妥当性について

本件請求文書は、その存否を答えることにより、特定の年度に特定の都立学校の教職員が起こした事故に係る報告書の有無が明らかになるものであると認められる。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなると主張しており、その理由として、本件開示請求の件名に含まれる特定の学校名から直接、又は他の情報と照合することにより、特定の教職員を識別することができるためであると説明する。

審査会が検討したところ、本件請求文書の存否を答えることにより明らかになるのは、特定の年度に特定の都立学校の教職員が事故を起こし、報告書が作成されたか否かという情報にとどまるものであり、仮に報告書が存在する場合であっても、その旨を答えることで直ちに特定の教職員を識別できるとまでは認められない。

この点について、実施機関は、教職員数が少ない学校においては個人識別性が高まると主張する。また、教職員の服務事故に対して懲戒処分を行った場合は職名、年齢、性別等を公表していることから、1校当たりの在籍者数が少ない職名の教職員については、学校規模にかかわらず、特定の個人が識別される可能性があるとして主張する。

これらの主張については、個別事例において個人識別性が認められる場合があるこ

とは否定されないとしても、特定の学校名を直ちに特定の教職員を識別することができる情報であると一般化し、開示請求の件名に特定の学校名が含まれることのみをもって開示請求を拒否することはできないというべきである。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなるとまでは認められないため、本件請求文書について、条例10条に基づき開示請求を拒否した実施機関の決定は、これを取り消し、文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑